3　技術提案書の提出者を選定するための評価基準
⑴　専門分野の技術者資格
⑵　同種または類似の業務実績
⑶　宮内庁発注業務の実績
4　技術提案書を特定するための評価基準
⑴　専門分野の技術者資格
⑵　同種または類似の業務実績
⑶　宮内庁発注業務の実績
⑷　ＣＰＤの取得単位の状況
⑸　企業のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組
⑹　取組意欲、業務の理解度、業務の実施方針及び特定テーマに対する技術提案（技術提案書の内容により評価を行う。）
5　手続等
⑴　担当係　〒602―8611 京都市上京区京都御苑３番　宮内庁京都事務所庶務課会計係　電話075―211―1211　内線137
⑵　説明書等の交付期間、交付場所等
①　交付期間　令和元年７月22日（月）から同年８月６日（火）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前10時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
②　交付場所　上記５⑴担当係
※上記担当係に必ず事前連絡すること。
③　交付方法　交付資料は、全て貸与とする。
交付の際は、資格審査結果通知書の写しを提出すること。なお、資格審査の認定を受けていない者が交付を受ける場合は、技術者経歴書、納税証明書、登録証明書の写しを提出しなければならない。
また、交付資料は、その目的が無くなった時（参加を取り止めた時等）には、交付場所へ返却（郵送可）すること。
⑶　参加表明書の提出期間並びに場所等
①　提出期間　令和元年７月22日（月）から同年８月６日（火）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前10時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
②　提出場所　上記５⑴担当係
③　提出方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）とすること。
⑷　技術提案書の提出期間並びに場所等
①　提出期間　技術提案書提出者選定通知を受けた日から、令和元年９月24日（火）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前10時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
②　提出場所　上記５⑴担当係
③　提出方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）とすること。
6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　参加の無効　提出書類に虚偽の記載があった場合、参加を無効とし、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴担当係に同じ
⑸　詳細は、業務説明書による。
7　Summary
⑴　Contracting entity : Naoki Takuma, Director General of Imperial Household Agency Kyoto Office
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Planning of the restoration work, seismic reinforcement work, and the temporary roof scaffolding work of the Shishinden Ceremonial Hall, as well as the planning of the procedure of public viewing of the restoration work.
⑷　Time-limit to express interests by bringing : 5 : 00 P.M. 6 August 2019
⑸　Time-limit for the submission of proposals by bringing : 5 : 00 P.M. 24 September 2019
⑹　Contact point for the notice : Accounting Division of Imperial Household Agency Kyoto Office, 3, Kyotogyoen, Kamigyo-ku, Kyoto-city, 602―8611, Japan TEL 075―211―1211 ext. 137

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

長崎497号松浦１号トンネル新設工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和元年７月22日
九州地方整備局長　村山　一弥
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40
1　工事名　長崎497号松浦１号トンネル新設工事
2　工事場所　長崎県松浦市志佐町庄野免地先～松浦市志佐町白浜免地先
3　工事内容　構造形式：ＮＡＴＭ
延長：Ｌ＝1,204m
幅員：ｗ＝12.0m
4　予定工期　契約締結の翌日から令和５年２月28日まで
5　申請の時期　令和元年７月22日から令和元年８月１日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、令和元年８月１日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
6　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加者資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、当該工事の入札説明書と併せて交付する。入手方法については、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和元年７月22日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）６⑴を参照すること。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は次のとおりとする。
〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092―471―6331（内線2522）
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し
②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和元年７月22日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２と同一であるので、それを使用して作成しても差し支えない。）
⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成30年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成30年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。
①　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。